



秋田県公報

目 次

規則

○秋田県企業局の主要な職員に関する規則の一部を改正する規則(八五・人事課)……………1

○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(八六・人事課)……………1

規 則

秋田県企業局の主要な職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十五号

秋田県企業局の主要な職員に関する規則の一部を改正する規則

秋田県企業局の主要な職員に関する規則(昭和三十九年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県公営企業の主要な職員に関する規則

第一条中「企業局の」を削る。

第二条中「企業局の局長」を「産業経済労働部の部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十六号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和四十年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「企業局の局長」を「産業経済労働部の部長」に改め、第二号及び第三号中「主幹、主席専門員及び主任専門員」を「及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄